

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日 時 令和6年4月8日(月)
開会 午前10時
閉会 午前11時37分
3 場 所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長)梅村均、(副委員長)須藤智子
(委員)谷平敬子、大野慎治、木村冬樹
5 欠席委員 なし
6 出席議員 関戸郁文議長、片岡健一郎副議長、水野忠三議員、堀江珠恵議員
7 説明員 行政課長 兼松英知
8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二
9 委員長あいさつ
10 議長あいさつ
11 協議事項

(4) その他のうち議場及び全員協議会の配席(案)を先に協議した。

①議場の執行機関側の配席(案)について

行政課長：資料に基づいて説明

組織機構改革により部長が増えた。運用して支障があった場合、変更をお願いすることもあるが、そのときは改めてお願いしたい。

梅村委員長：配席についての理由はあるか。

行政課長：細かい理由は聞いていない。

梅村委員長：事務局案もあるので、トータルで見て決めていきたい。

行政課長：庁議の中で協議された。

梅村委員長：事務局から他の案の説明をしてほしい。

議会事務局長：資料に基づいて説明

梅村委員長：執行機関に聞いたのはどうしてか。

議会事務局長：部長職が2人増えることで、部長の席についてご意見いただければということで、参考意見としていただくことの経緯である。

須藤副委員長：教育長を市長、副市長と並べてもよいのではないか。

議会事務局長：並ぶことは、あまりない。

須藤副委員長：教育長配席の決まりはあるのか。

議会事務局長：決まりはないが、考え方として市長と教育長は固まって座らないのが、一般的な形である。

複数の委員から「行政側の希望を聞いたほうがよいのではないか。答弁者は

同じだから市長と教育長を分けなくてもよいのではないか。」という意見が出された。

梅村委員長：執行機関の（案）のとおりとする。

②全員協議会の執行機関側の配席（案）について

議会事務局長：資料に基づいて説明

大野委員：財政を担当する課長の席が必要でないか。

議会事務局長：固定でないので、空いている席に座っていただく。

梅村委員長：（案）のとおりとする。

（１）３月定例会の振り返りについて

①本会議での委員長報告について

木村委員：本会議最終日の委員長報告が、委員長によってかなり違う。

梅村委員長：通例どおりの報告方法を要望したい。

②議案における反対の意思表示について

水野議員：財務常任委員会で、当日反対された方がいた。前もって反対するという意思があるのであれば、委員長や議長に反対することを言ってほしい。

木村委員：委員長から会派に属さない議員に聞けばよいのではないのか。

谷平委員：反対の意思表示をする場合は、委員長に事前に言うことを本人に伝えたほうがいい。

梅村委員長：終わった後、委員長が話をしている。

梅村委員長：ルール化するなら、作ることもあるが作る必要があるか。

須藤副委員長：やりやすいように委員長が気を配る。

③委員会、協議会等の欠席について

木村委員：議会の公式的な協議会、特別委員会、欠席する場合の表明はしておかないと。視察や政党の関係で休んだ議員もいる。岩倉市議会に関することを最優先にすることが我々の仕事である。

大野委員：日程を皆で調整して、委員長が諮った上で決めていることを、個人的な理由で休むべきでない。

木村委員：協議会であっても会議規則に規定している会議である。欠席するのは相当な理由があるべきである。

水野議員：特別委員会で副委員長をしていたが、委員長のほうから明確に駄目と言ったが、スルーされている。弁明すべきである。

梅村委員長：特別委員会のことは、正副委員長に任せる。岩倉市議会の会議が最優先である意識を持ってもらう。

④事務局からの確認事項について

議会事務局長から次のとおり説明した。

- ・一般質問の際に通告要旨とヒアリング日程表に合わせてモニターの有無や資料の関係を記載して出していただくが、ヒアリング日程表をいただいている中で、事務局へモニター利用を事前に伝えないで、使いたいとした議員がいた。議事運営上支障があるので、事前の連絡は必ずしていただきたい。

- ・配付資料の関係で未定と出されたが、出すか出さないか事務局に伝わっていない。資料については、議席に配付する準備作業もあるため、どうするのか決まったら事務局に知らせていただきたい。

- ・一般質問を通告したにも関わらず質問を飛ばした議員がいた。

- ・本会議で採決の際に挙手されなかった。

⇒全会一致が見込まれる議員提出議案は、議長が再度繰り返して確認したほうがよい。

- ・厚生・文教常任委員会の際に、結果として賛成多数のものを全員賛成と言いついて間違えた。

⇒委員会の中で訂正できればよかった。

- ・一般質問で事前にパソコンの動作確認ができていなかった議員がいた。インターネットの接続のこともあり注意すべきである。

- ・議会運営委員会の中で見られるが、オブザーバーは諮らないと発言ができないが、発言されることがある。

委員長：これらのことは、注意していくこととする。

(2) 慣例及び実例集について

梅村委員長：資料に基づいて説明。

○第13章その他

議員の通称（旧姓）使用について及びヘルメットの設置について、新たに第13節に通称（旧姓）使用について、第14節にヘルメット設置についてを付け加えることとした。

○第7章請願及び陳情について

第7章請願及び陳情に第2節請願及び陳情の審議未了を加える。

同様の事例である、慣例集第4章議案第4節議案の審議未了1（3）を、第7章第2節の1つ目の項目として移動し、その文言の「任期切れ」を「任期満了」と改める。

今回の見直し対象の文言である「任期満了により自然消滅となった。」を「任期満了に伴い廃案となった。」に改め、第1節でなく第2節の2つ目の項目に付け加える。

○掲載に判断が必要な申合せ事項について

① について

第 6 章委員会第 1 節常任委員会（慣例集 2 3 頁に該当）に、1 3 として付け加えることとした。

② について

第 3 章本会議第 7 節代表質問、委員会代表質問及び一般質問に、1 2 として付け加えることとした。

③ について

第 6 章委員会第 1 節常任委員会の 1 0 に同様の事例が記載されているが、1 4 として付け加えることとした。

○追加する項目について（事務局提案）

① 緊急質問について

令和 5 年 6 月 2 0 日（6 月定例会）の本会議で緊急質問がされたので、第 3 章本会議第 8 節緊急質問の 3 に「(実例) 令和 5 年 6 月 2 0 日（6 月定例会）において、緊急質問をしたことがある。」と記載することにした。

平成 3 0 年 6 月定例会において、委員長報告に関して緊急質問をしたので、同じく緊急質問の 2 に付け加えることとした。

② 人事議案について

農業委員会委員の議案について、第 4 章議案第 5 節人事議案の取扱 6 と同様に取り扱ったので、「(同例) 令和 5 年 6 月定例会」を付け加えることとした。

③ 代表者会議について

令和 5 年度の代表者会議では、会派に属さない議員のオブザーバー出席は、議長が認めた場合のみ出席を認めたので、第 8 章諸会議第 4 節代表者会議 3 に実例として記載する。

(3) 「市議会サポーターの声」について

梅村委員長：番号 5 の回答について、「市民の意見は様々あると受け止めていますが、請願の内容についての意見は控えさせていただきます。」とし、番号 6 の回答について、「市民の意見は様々あると受け止めていますが、個人の質問に対する意見のため、回答は控えさせていただきます。」とする。(各委員：了承)

大野議員：番号 3 について、議会広報委員会に関しては、別紙回答のとおりとした。(各委員：了承)

(4) その他

(委員会構成の変更について)

関戸議長：会派変更があった場合の議会運営委員会の委員構成については、

どうか。

梅村委員長：今回のケースでは、5月臨時会まで大野議員に議会運営委員会の委員として出席していただく。（各委員：了承）

（5月臨時会における教育長の出席について）

議会事務局長：教育長がこの期間に全国都市教育長協議会に公務として出席するため、臨時会欠席の希望が出ている。認めるかどうか。また教育長もこの4月から3期目の任期となった。通常であれば、直近の議会の開会式であいさつをしていただいているが、欠席を認める場合、6月定例会となるがどうか。

梅村委員長：臨時会欠席と6月定例会で挨拶いただくことの確認をしたい。

（各委員：了承）

12 その他

次回は5月2日（木）に開催の予定。

保留状態となっている証書類審査のあり方、オンラインによる手続きの関係で条例、規則の改正や決算に向けて質疑区分のあり方を踏まえていきたい。